# 乗船前のCOVID-19管理提言

## 船舶所有者のための資料

### 1 船舶設備

船舶に以下の物品装備を徹底

- ☑ 70°のアルコール
- ☑ 石鹸
- ☑ アルコールジェル
- ☑ ペーパータオル
- ☑ マスク
- ☑ 漁業用手袋
- ☑ 漂白剤または塩素
- ☑ 発熱時の治療薬（解熱剤）
- ☑ 救急箱
- ☑ 足で開けられるゴミ箱（手動ではなく）

*解熱剤はアセトアミノフェンを推奨

### 2 船舶の消毒

船舶は乗組員が乗船する前に洗剤で洗浄し、0.5%濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液（漂白剤または塩素）または0.1%濃度の第4級アンモニウム塩水で消毒する。この際、全ての機材と船内施設にスプレーがけする。

### 3 消毒薬の準備

使用する漂白剤または塩素の濃度が5％の場合は消毒薬を以下の通りに準備する

**表面の消毒（濃度0.5%の溶液）**

水1リットル ＋ 漂白剤または塩素100ml（または大さじ10杯）

**食物用（濃度0.05%の溶液）**

水1リットル ＋ 漂白剤または塩素10ml（または大さじ1杯）

### 4 漁具その他の消毒

海外からの資材や食物の消毒は、COVID-19感染予防のための勧告に沿って実施する

船舶の「操作・健康管理・衛生プログラム」に従う

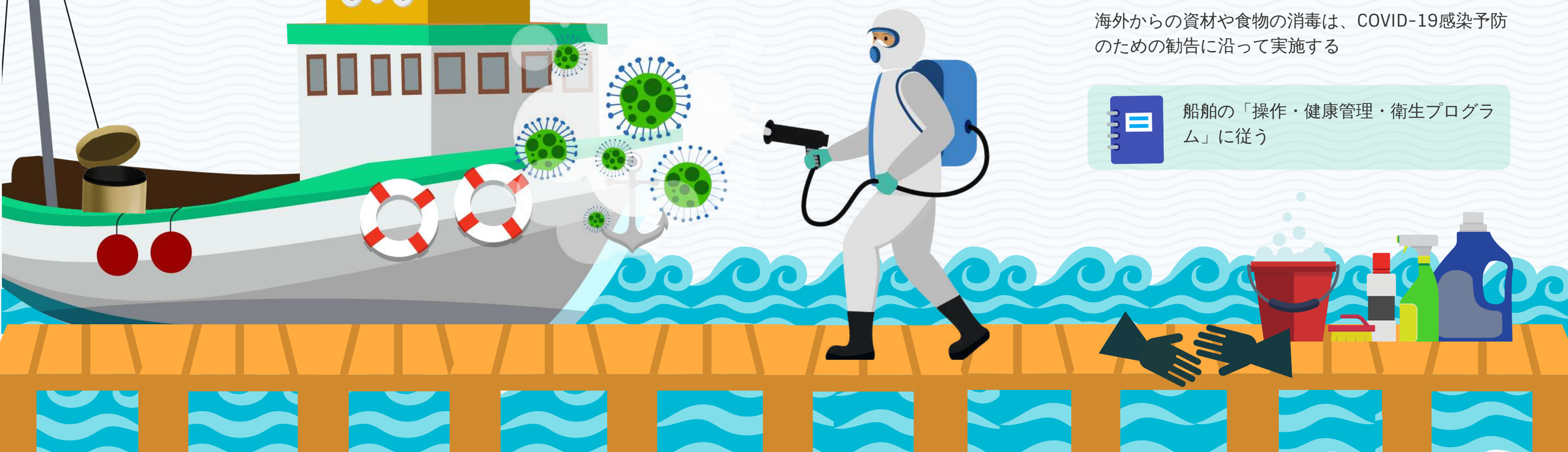

# 乗船前のCOVID-19管理提言

## 船舶所有者のための資料

### 5 乗組員の健康管理

ハイリスクグループに属する、体温が37.5以上である、またはCOVID-19の症状を示す乗組員の乗船を禁止する。

乗組員に対して健康である旨の宣誓供述書を求める

### 6 COVID-19関連の症状

以下の症状がある場合、当該乗組員は乗船しない

- ☐ 発熱
- ☐ 渇いた咳
- ☐ 喉の痛み
- ☐ 呼吸困難
- ☐ 鼻詰まり、鼻水
- ☐ 筋肉痛及びまたは頭痛
- ☐ 悪寒

### 7 乗船

COVID-19予防と管理の実施要綱が認定されている埠頭でのみ乗船する

衛生管理の認定書や漁業認可証等の操業開始に必要な書類を全て最新版としておく

### 8 乗組員の衣服の管理

清潔で消毒済みの作業着の着用を乗組員に課す

### 9 乗組員の衛生管理

乗船前に乗組員はアルコールの水溶液にて衣服の消毒、漂白剤または塩素の水溶液にて靴の消毒を行わなければならない。また多めの石鹸と水で20秒以上手洗い、または70º以上のアルコールまたはアルコールジェルで手の消毒を行う

乗組員が下船した際には消毒作業は繰り返し行うこと

### 10 乗組員の心得

こうした安全と予防の新しい対策について乗組員に適切に情報提供すること。対策に沿った予防を行うことの重要性についてミーティングを実施し、船舶上でもこうした対策が明確かつ可視化されることとする。